

一般社団法人日本口蓋裂学会 優秀ポスター賞選考委員会活動の目的

(主たる役割)

一般社団法人日本口蓋裂学会が開催する講演会・講習会事業である学術集会において実施される優秀ポスター賞に対して、審査ならびに授賞業務を公正かつ適切に運用するために設置する。

(活動内容)

- (1) 学術集会を活性化するために、口唇裂・口蓋裂治療に係わる各領域からの発表を奨励する。
- (2) 学術集会においてポスターセッションを設け、優れたポスター発表をおこなった筆頭発表者に対して授賞する。
- (3) 授賞結果を本学会ホームページおよび機関誌「日本口蓋裂学会雑誌」に掲載し、本学会の公式記録として公表する。

一般社団法人日本口蓋裂学会 優秀ポスター賞選考委員会規則

(目的)

第1条 日本口蓋裂学会総会・学術大会では、ポスター演題に対して発表内容を精査し、優秀な演題を表彰することをもって、発表者の研究活動を奨励することを目的とする。

(構成等)

第2条 選考のために、優秀ポスター賞選考委員会（以下「委員会」という）を置く。

- (1) 委員長1名（理事長がこれを指名する）
- (2) その他委員長が指名したもの
- (3) 委員の総数は8名以上とし、口腔外科領域、形成外科領域、矯正歯科領域、言語治療領域からのそれぞれ2名ずつを原則とする。

(任期等)

第3条 前条各号に規定する委員は、理事長がこれを委嘱する。

- 2 前条各号に規定する委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 前条各号に規定する委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 前条各号に規定する委員に欠員が生じない場合でも、委員長の判断により理事長の承認を得て委員を追加することができる。その場合には、前条各号で規定する委員の残任期間とする。

(対象と種別)

第4条 対象は本学会学術大会のポスター発表とする。

2 発表時点で当学会会員であること。

3 評価対象となるポスター発表についてはエントリー制とする。

(審査)

第5条 委員会より委任された審査委員が分野ごとに審査を行う。

(1) 審査委員は学会優秀ポスター賞選考委員、評議員等から募る。

(2) 各カテゴリーごと（臨床研究、症例報告、基礎研究）に審査を行う。

(3) 審査委員が共同演者、謝辞の対象者、同一施設の演者については、当該審査委員の選考対象外とする。

(4) 受賞者の選考は委員会の議を経て、理事会にて決定する。

(表彰)

第6条 受賞者の表彰は、同会場にて発表される。

(公表)

第7条 選考結果は本学会ホームページおよび学会誌「日本口蓋裂学会誌」に本学会の公式記録として公表される。

(規則の改正)

第8条 この規則の改正は、委員の発議をもって行い、過半数の賛成をもって議決する。

第9条 この規則の改正は、理事会の承認を必要とする。

(附則)

この規則は、令和7年3月1日から施行する